



第3章

ささえあいのまちづくり (福祉、健康)

◇章の目標

地域福祉を基盤として、市民同士の支え合いを中心とした福祉を充実するとともに、保健・医療・福祉の連携によっていのちと健康を守る取組を進めていくことで、市民一人ひとりが健康で快適な生活を送ることができるまちをつくります。

◇施策体系

第1節 地域福祉の推進

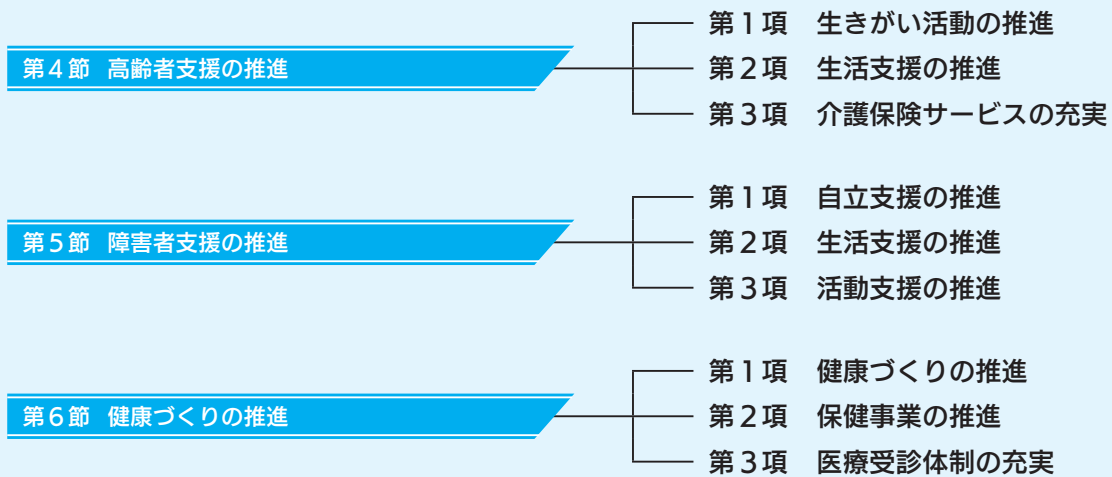
- 第1項 地域福祉基盤の充実
- 第2項 地域福祉活動の推進

第2節 生活支援の推進

- 第1項 相談支援体制の充実
- 第2項 自立支援の推進

第3節 子ども・子育て支援の充実

- 第1項 幼児教育・保育の環境の整備
- 第2項 児童援護の推進
- 第3項 ひとり親家庭の福祉の推進
- 第4項 子育て支援および子育て支援の充実
- 第5項 妊娠期からの切れ目ない支援の推進
- 第6項 児童発達支援の充実



◇関連する基本計画等：『地域福祉計画』／『高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』／
『障害者福祉プラン』／『子ども・若者未来応援プラン』／『健康いるま21計画』



●政策目標

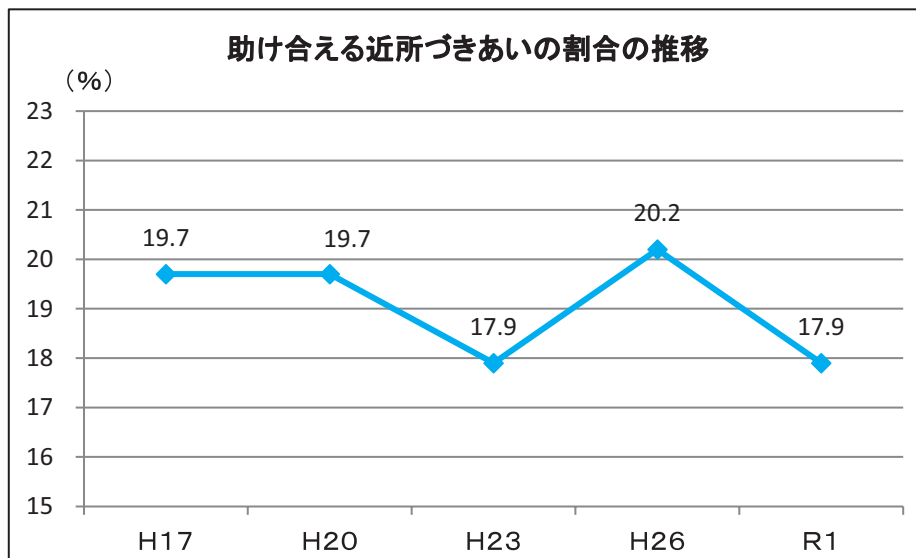
互いに助け合う意識の醸成や支え合う地域づくりを進め、人と人の心が通い合い、人の尊さや優しさを感じながらすべての市民が自分らしく生活できるまちを目指します。

●重点的取組

地域福祉基盤の充実

●成果指標

指標	内容	現状値	目標値
助け合える近所付き合いの割合	市民意識調査の結果における、困った時などお互いに助け合っている市民の割合から、「互助」による地域福祉が推進されているかどうかを判断します。	17.9%	20.2%



第1項 地域福祉基盤の充実

○施策の目指す姿

地域での暮らしを支えるために、保健・医療・福祉が連携し、継続的にさまざまなサービスを提供できる体制が整備され、地域住民がお互いに助け合い、安心して暮らせるまち。

○施策の現状

市内の9つの地域で近隣助け合い活動推進会が活動を進めており、住民による「ささえあい組織」の組織化も進んでいます。また、高齢者支援のための「元気でいるネット」、「在宅ケアネットいるま」が活動しています。行政においては、福祉に関する相談支援機能を地区センターに設けるための準備を進めています。

○施策の課題

- 福祉に関する相談支援機能を市民の身近なところに設置することが必要です。
- 地域住民による「ささえあい組織活動」を支援していく必要があります。

はじめに

第1編 序論

第2編 基本構想

第3編 計画推進のため

第4編 第1章

第4編 第2章

第4編 第3章

第4編 第4章

第4編 第5章

第4編 第6章

第5編 計画の実現に向けて

第5編 総合戦略 第2期

資料編

○**施策の方向性**

地区センターの福祉総合相談窓口の活用

地区センターに設置する福祉総合相談窓口を活用して地域福祉に取り組みます。

ささえあい組織の活動支援

地域福祉の充実に向けて、地域住民による「ささえあい組織」の組織化ならびに組織化後の活動の支援を進めていきます。

重層的な支援体制の構築

複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援のほか、社会参加への支援、交流の場等地域づくりに向けた支援を一体的に進めていきます。

○**成果指標**

指標	内容	現状値	目標値
福祉総合相談窓口の設置数	地区センターにおける「福祉総合相談窓口」の設置数により、地域福祉基盤の充実度を判断します。	新規	9箇所
福祉圏域における地域ささえあい組織の設置数	地域住民による「ささえあい組織」の設置数により、地域福祉基盤の充実度を判断します。	4団体	6団体
重層的支援体制整備事業の実施	包括的支援体制を構築する「重層的支援体制整備事業」の実施により、地域福祉基盤の充実度を判断します。	新規	実施

○**協働のとりくみ方向 【市民主導】**

地域住民による「ささえあい組織」の支援を通じて、地域福祉の充実を図ります。

第2項 地域福祉活動の推進

○**施策の目指す姿**

すべての市民が地域の中で社会の一員としてともに生活していける、自助・互助・共助・公助*のバランスのとれたまち。

○**施策の現状**

住民同士のつながりは希薄になり、家庭や地域の機能も変化しつつあります。一方で、家庭や地域の課題は多様化・複雑化し、複数の問題を同時に抱えている場合もあります。本市では、福祉圏域を活動範囲とした民生委員・児童委員協議会が9つ設置され、地域の見守り活動等を行っています。

○**施策の課題**

- 地域における多様な福祉ニーズへの的確な対応を図るために、地域住民の主体的な関わりが必要になっています。
- コミュニティが希薄化し、近隣に対する無関心が進んでおり、対策が必要です。
- 市民のコミュニティ活動への参加を促す必要があります。
- 民生委員・児童委員の担い手の確保が必要です。

○施策の方向性

社会福祉協議会の支援

社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」の推進を支援します。

担い手やリーダーの発掘や育成

地域福祉懇談会の開催等を通じて、地域福祉の担い手やリーダーの発掘・育成などに取り組みます。

福祉ボランティアの育成

地域福祉活動の人材を確保するため、福祉ボランティアを育成します。

民生委員・児童委員の活動支援

民生委員・児童委員および主任児童委員の活動を支援します。

コミュニティ活動の推進

コミュニティ活動の重要性の浸透を図り、地域資源の横断的連携を進めます。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
地域福祉懇談会の開催回数	地域福祉懇談会の開催回数（年度）により、担い手やリーダーの発掘・育成などの進捗度を判断します。	0回	9回
ボランティア活動への参加割合	ボランティア活動への参加者の割合から、互助意識の度合いを判断します。	29.4%	現状値以上



民生委員の活動の様子

○協働のとりくみ方向 【市民主導】

ボランティアによる互助活動支援を通じて地域福祉の充実に取り組みます。

* 自助・互助・共助・公助：自助とは住民自治の基本であり、第一義的には自分（家族も含めて）でできることは自分で行うこと、互助とはコミュニティによる相互の支え合いのこと、共助とは保険・年金・介護など社会保障制度による助け合いのこと、公助とは行政による救助・支援のこと。



はじめに

第1編 序論

第2編 基本構想

第3編 計画推進のため

第4編 第1章

第4編 第2章

第4編 第3章

第4編 第4章

第4編 第5章

第4編 第6章

第5編 計画の実現に向けて

第5編 総合戦略 第2期

資料編

●政策目標

生活保護に至る前の生活困窮者および生活保護世帯に対して、自立に向けた支援を行い、自立と尊厳が確保された社会を目指します。

●重点的取組

相談支援体制の充実

●成果指標

指標	内容	現状値	目標値
相談から就労に結びついた件数	就労支援により就労に結びついた件数から、取組状況、支援の達成度を判断します。	62件	100件

第1項 相談支援体制の充実

○施策の目指す姿

生活の困窮について早期に相談や支援を受けることができ、安定した生活を送ることができる社会。

○施策の現状

生活困窮者の自立に向けて、社会福祉士の資格を有する相談支援員を配置しています。相談者は経済的な面だけではなく、複合的な問題を抱えていることも多く、他の機関や関係各課の連携により問題の解決を図っています。

○施策の課題

- 訪問支援（アウトリーチ*）や相談窓口の充実による生活困窮者の早期発見と支援が必要です。

○施策の方向性

生活困窮者の早期発見と支援

市民が気軽に相談でき、適切な助言や支援が受けられる体制の充実を図ります。また、専任の相談員の配置により、相談者の評価・分析（アセスメント）や支援プランの作成、訪問支援（アウトリーチ）、民間団体や関係機関との連携などにより、生活困窮者の早期発見と支援に取り組みます。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
支援プラン作成件数	生活困窮者自立相談支援事業における支援プラン作成件数から、生活困窮者に対する個別的・継続的支援が図られているか判断します。	月26件	月30件

○協働のとりくみ方向 **【市民と行政が対等】**

民生委員や地域包括支援センター等と協力して、早期相談・支援に取り組みます。

*アウトリーチ：支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス。

第2項 自立支援の推進

○施策の目指す姿

生活保護世帯が、適正な保護と支援に基づき自立した生活を送ることができる社会。

○施策の現状

生活保護世帯は増加しています。そのため、ケースワーカーおよび就労支援員による自立を助長する取組を実施しており、就労等による自立が見込まれる世帯が増えています。

○施策の課題

- 生活保護世帯数は年々増加しており、今後も増加が見込まれるため、対応策が必要です。
- 生活保護世帯の自立に向けて、継続的・安定的な就労に結びつける必要があります。

○施策の方向性

保護の適正な実施

健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立を助長する取組を進め、生活保護を適正に実施します。

就労支援の推進

被保護者就労支援事業に取り組み、就労支援の推進を図ります。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
就労による自立件数	稼働収入を得て生活保護から自立した件数により、自立支援の達成度を判断します。	16件	17件

○協働のとりくみ方向 【行政主導】

生活保護の適正な実施および生活保護世帯の自立に向けた関係機関等との連携に取り組みます。

第3節

子ども・子育て支援の充実



●政策目標

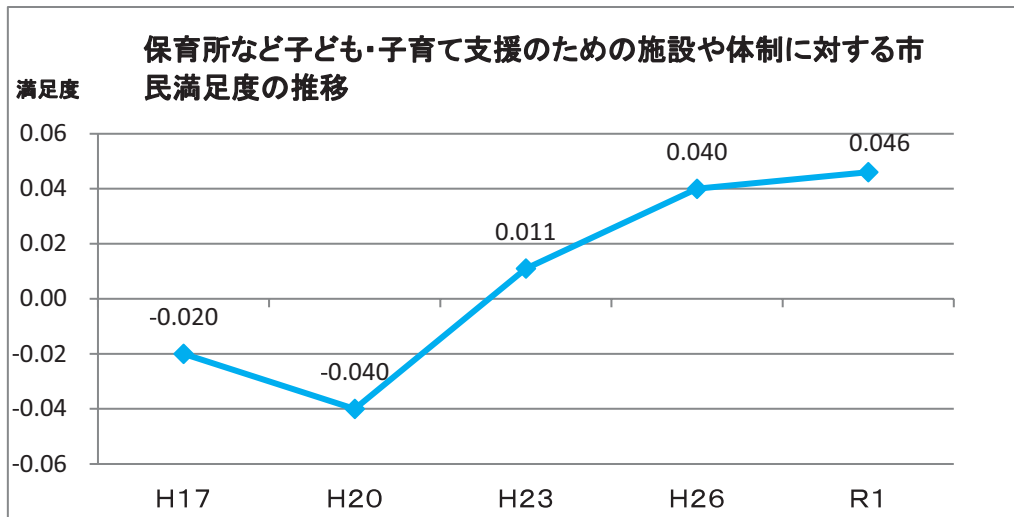
すべての子育てが安心して子育てできるとともに、子どもの夢や生きる・学ぶ・育つ権利が守られ、子ども自身が学びやすい、遊びやすい、住みやすいと感じられるような、子どもの人権を大切にすまちを目指します。

●重点的取組

子育て支援および子育て支援の充実
妊娠期からの切れ目ない支援の推進

●成果指標

指標	内容	現状値	目標値
子育てについて相談先がある子育て家庭の割合	子ども・子育て支援ニーズ調査の「子育てを気軽に相談できる人・場所」の有無の割合から、地域子育て支援事業の整備状況を判断します。	96.2%	98.7%
保育所など子ども・子育て支援のための施設や体制	市民意識調査の結果から、保育サービスの充実が図れているかを判断します。	0.046	0.052
今後も入間市で子育てしていきたい方の割合	3～4か月児健診で行う「すこやか親子21（第2次）」に基づく問診により、子育て支援の満足度を図ります。	95.6%	現状維持



第1項 幼児教育・保育の環境の整備

○施策の目指す姿

子どもたちが健康で安全に過ごすことができる施設が整備され、誰もが安心して子育てできるまち。

○施策の現状

子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に令和元年10月に幼児教育・保育が無償化されました。幼児期の教育・保育や地域の子育て支援については、保護者の就労などの理由により、保育を必要とする家庭が増えている中で、需要量の推計に基づいて、計画的に提供体制などを定め、保育サービスを提供しています。また、遊びと学びの手引きの活用、臨床心理士からの保育士や教員への指導、公開保育・公開授業等により、幼児教育・保育から小学校への円滑な接続ができるよう取り組んでいます。

○施策の課題

- 子育て家庭が必要とする保育需要を踏まえ、保育施設における低年齢児を対象とした受け入れ児童数の拡大への対応を図る必要があります。
- 安全な保育環境を確保するため、保育施設の修繕や改修を進める必要があります。
- 幼児教育・保育から小学校への円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小学校との連携を強化する必要があります。

○施策の方向性

保育体制の整備

保育サービスの拡充を図り、適正な保育体制の整備に努めます。

保育施設の整備支援等

認可保育施設の整備や私立幼稚園の認定こども園への移行支援を進め、保育環境の充実を図ります。

保幼小の連携の充実

子どもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育・保育の推進のため、保幼小連携の充実を図ります。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
入所を希望する低年齢児が保育所等に入所できた割合	入所を希望する低年齢児が保育所等に入所できた割合から、低年齢児の保育需要に対応できているか判断します。	98.5%	100.0%
遊びと学びの手引き（本編・安全編）の活用状況	遊びと学びの手引き（本編・安全編）の活用状況	81.3%	100.0%

○協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

民間の保育施設との役割分担を明確にした上で、官民の連携により保育サービスの向上に取り組みます。

第2項 児童援護の推進

○施策の目指す姿

保護者が不安を抱え続けることなく、また、地域から孤立することなく、安心して子育てができるまち。

○施策の現状

就労形態の変化や核家族化など、子どもや家庭を取り巻く環境は複雑化・多様化し、地域とのつながりも希薄化しています。子育て環境の変化に伴い、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭が増えています。こうした中、子育てに関するさまざまな相談に対応し、虐待防止対策に取り組むほか、子ども医療費の助成など経済的支援にも取り組んでいます。

○施策の課題

- 子育てに関する相談や児童虐待に関する相談が増加しており、家庭児童相談室の体制強化、児童虐待等の発生予防や早期発見、早期対応のための体制整備が必要です。
- 家族の介護や世話などを日常的に担い、学校生活や健康上の問題を抱えるヤングケアラーへの支援体制の整備が必要です。
- すべての子どもが心身ともに健やかに育つよう、子育て中の家庭の経済的不安を軽減するための支援が求められています。

○施策の方向性

家庭児童相談の充実

子育てや虐待などのさまざまな相談に対応するため、相談能力の向上を図り、家族全体への支援の充実を図ります。

虐待防止対策の推進

子ども家庭総合支援拠点*において、関係機関との連携強化、円滑な情報交換や情報共有、児童虐待の早期発見・早期対応、児童虐待に対する啓発活動の実施、民生委員・児童委員との連携による見守りの推進など、児童虐待の防止対策を推進します。

ヤングケアラーの支援

関係機関等で連携し、ヤングケアラーの支援に取り組みます。

子どもの貧困対策の推進

子ども家庭総合支援拠点による相談体制の強化や市民活動との協働による食の支援を通じ、生まれ育った環境に左右されることのないよう子どもの貧困対策に取り組みます。

子育て家庭への経済的支援

子ども医療費助成事業など、子育て家庭への経済的な支援に取り組みます。



フードパントリーの様子

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
家庭児童相談件数	家庭児童相談の件数により、複雑・多様化する相談に対応できているかを判断します。	10,676件	現状維持
養育支援訪問事業実施回数	養育支援訪問の実施回数により、家庭児童相談の充実状況を判断します。	年14回	年25回
ヤングケアラー啓発活動実施回数	ヤングケアラーの啓発活動の実施回数により、ヤングケアラーへの周知、啓発する機会が確保できているかを判断します。	新規	2回

○協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

民生委員・児童委員等との連携により、見守り活動の推進に取り組むとともに、市民活動との協働により子どもの貧困対策に取り組みます。

*子ども家庭総合支援拠点：児童福祉法10条の2に基づき、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、実情の把握、相談対応、情報提供、総合調整等を行うもの。

第3項 ひとり親家庭の福祉の推進

○施策の目指す姿

ひとり親家庭の経済的自立を支援し、子どもを健全に育成できるまち。

○施策の現状

ひとり親家庭では、子どもの健康や進学に関する問題など多岐にわたる不安を抱えています。そのため、ひとり親家庭に対し、経済的支援および自立に向けた就労支援を行っています。

○施策の課題

- 家庭状況等により異なるさまざまな課題について、専門の支援員による個別相談支援を充実させることが必要です。
- 公共職業安定所（ハローワーク）および県福祉事務所等の関連機関との連携をより強化し、きめ細かい就労支援が必要となります。
- 多様化するひとり親家庭のニーズに対応するため、全庁的かつ総合的な支援体制が必要です。

○施策の方向性

経済的自立のための援護

児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費支給事業、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度等により、経済的な支援を行います。

ひとり親家庭への自立支援

母子・父子家庭自立支援員を通じて、就業・自立に向けた総合的な支援策を強化します。

ひとり親家庭等への学習支援

ひとり親家庭等の中学生・高校生を対象に学習教室や訪問支援等の学習支援を行います。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
ひとり親家庭の親の就業率	ひとり親家庭の親の就業率から、ひとり親家庭に対する就業支援の充実度を判断します。	86.1%	現状値以上
学習支援事業の教室実施回数	学習支援事業の教室実施回数から、ひとり親家庭の学習環境の充実度を判断します。	年115回	現状維持

○協働のとりくみ方向 【行政主導】

ひとり親家庭に対し、経済的支援および自立に向けた就労支援に取り組みます。

第4項 子育て支援および子育て支援の充実

○施策の目指す姿

子育て中の家庭が不安感や孤立感を持たず明るく前向きに子育てでき、また、子どもたちが心身ともに健やかに育成されるまち。

○施策の現状

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などの子育て環境の変化に対応した、子育て家庭に必要な支援を実施するほか、公共施設マネジメントの取組において示している9地区で子育て支援拠点を展開して、身近な場所で交流や子育ての相談ができる環境を整備するなど、次代を担う子どもたちが心身ともに健や

かに成長できるような環境整備を図っています。学童保育室については、女性の就労率の上昇や、核家族化に伴い待機児童が発生しています。また、子どもたちの視点に立ったまちづくりができるよう、子どもたちがまちづくりに関して意見を表明する機会を作っています。

はじめに
第1編
序論
第2編
基本構想
第3編
計画推進のため
第4編
第1章
第4編
第2章
第4編
第3章
第4編
第4章
第4編
第5章
第4編
第6章
第4編
現計画に向けて
第5編
総合戦略 第2期
資料編

○施策の課題

- 共働き家庭も在宅子育て家庭も、すべての子育て家庭が必要とする子育て支援を受けられるよう支援の充実が必要です。
- 子どもの健やかな成長に保護者が喜びを感じ、親子の愛着を形成できるよう支援の質の向上を図ることが求められています。
- 学童保育室については、入室希望に応じ受け入れ体制の整備を図るとともに、小学校の統合に併せて複合化を図る必要があります。また、民間事業者の参入に対し、効率的運営やサービスの向上が図られているか、検証する必要があります。
- 子どもたちが、まちづくりに関する意見を言えたり、直接まちづくりに参画できたりする機会を提供する必要があります。

○施策の方向性

多様な子育て支援の充実

ライフスタイルやニーズに応じた多様な子育て支援を受けられるよう、幼児教育・保育施設や子育て支援施設、地域の担い手と協働し、子育て支援の充実を図ります。

地域子育て支援拠点の充実

子育て家庭にとって身近な地域子育て支援拠点において、利用者支援事業などを併せて実施する多機能化に取り組み、地域における総合的な子育て支援拠点としての整備を図ります。

学童保育室における育成支援の充実

多様な担い手による提供体制の整備を図るとともに、研修や評価の実施により、安全・安心な育成支援の質の充実を図ります。

子どもたちがまちづくりに参画する機会の充実

子どもたちがまちづくりに参画していることを実感できるよう、意見表明の機会を積極的に提供します。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター、子育て緊急サポート・病後児保育事業の利用者数	一時預かり事業等の利用者数から多様な子育て支援体制が充実しているかを判断します。	106,968人	116,839人
常設の地域子育て支援拠点の設置数	常設の地域子育て支援拠点の設置数から、身近な場所で交流や子育ての相談ができる環境が整備されているかを判断します。	8か所	12か所
学童保育室待機児童数	学童保育室利用希望者を受け入れられる体制が整備されているかを、待機児童数で判断します。	103人	0人
子どもたちのまちづくりへの参画機会数	子どもたちの意見聴取やまちづくりへの参画機会数により、子どもが育ちやすいまちへの進捗度を判断します。	2件	3件

○協働のとりくみ方向 【行政主導】

地域子育て支援拠点やファミリー・サポート・センター事業の支援を通じて、地域における子育て支援の充実に取り組むとともに、学童保育室については、多様な担い手による提供体制の整備を図ります。

第5項 妊娠期からの切れ目ない支援の推進

○施策の目指す姿

妊娠・出産から子育てまでが切れ目なく支援され、健やかで心豊かな子どもを安心して育てられる環境が整備されたまち。

○施策の現状

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、子育て世代包括支援センター（いるティーきつずとよおか・ふじさわ）を中心に、妊産婦、乳幼児の健康の保持・増進のための各種健診・教室・相談・訪問事業等を実施しています。

○施策の課題

- 妊娠に向けた活動、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない母（父）子支援の充実が必要です。
- 妊産婦の不安感の解消や母体の休養等、産前産後のケアの充実が求められています。
- 妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及、母子健康教育の充実が必要です。

○施策の方向性

子育て世代包括支援センターによるサポート

子育て世代包括支援センター（いるティーきつず とよおか・ふじさわ）において、妊娠・出産に関する相談・情報提供、利用者支援専門員による子育て支援サービス・保育施設等の情報提供等、切れ目ないサポートを行います。

産前産後サポートの充実

妊産婦の健康保持、家事援助等のサポート、産後の母体回復の支援など、安心して出産するための環境整備に取り組みます。

母子保健事業の充実

妊産婦および妊娠出産を希望する方の健康保持や相談支援の充実、乳幼児の健やかな発育・発達のための各種母子保健事業の実施、関係機関等との連携強化など、母子保健事業の充実に取り組みます。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
妊娠・出産について満足している方の割合	3～4か月児健診で行う「すこやか親子21(第2次)に基づく問診により、安心して妊娠・出産・子育てできる環境であるのか判断します。	82.5%	現状維持

○協働のとりくみ方向 【行政主導】

妊産婦が安心して日常生活が送れるよう、子育て世代包括支援センター事業の充実に取り組みます。

第6項 児童発達支援の充実

○施策の目指す姿

多様なニーズに対応した発達支援事業が実施される、すべての子どもが地域の中で自立に向けて成長できるまち。

○施策の現状

児童発達支援センター（ういず）において、心身の発達に遅れ又は障害のある児童とその家族が身近な地域で安心して暮らし、一人の自立した人間へと成長できるよう、相談支援事業、児童発達支援事業および地域支援事業を行っています。

○施策の課題

- さまざまな部門・施策を横断した総合的な相談支援を実施し、また、児童の発達にかかる情報を継続的に管理し、適切に支援につなぐ機能の整備が必要です。
- 子どもの発達段階に応じた子どもと家族への質の高い一体的な支援が必要です。
- 心身の発達に遅れや障害のある子どもへの支援に係る地域連携の中核としての機能や地域で子育てを応援する環境を整備することが必要です。
- 福祉と教育の一体的な支援、切れ目のない支援のため、こども支援部門と教育部門とのさらなる連携が必要です。

○施策の方向性

福祉・保健・教育の一体化

心身の発達に遅れや障害のある子どもへの支援を担当する各部門の連携を強化し、福祉・保健・教育が一体となった支援を実施します。

発達支援の相談窓口の一体化

市民にとって分かりやすく、利用のしやすい、包括的な相談窓口を開設するとともに、相談に応じて、専門職による相談や事業の案内、他の支援機関への引継ぎ等、適切な支援を実施します。

支援情報の一体化

児童の発達に関する情報を一元的に管理することで、ライフステージの移行に伴う切れ目のない支援を実施します。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
一週間当たりの元気キッズ延べ利用者数	一週間当たりの元気キッズの延べ利用者数から、療育支援体制が充実しているかを判断します。	86人	130人

○協働のとりくみ方向 【行政主導】

地域の支援機関と連絡調整を取りながら、切れ目のない支援を目指してより良い環境作りを進めます。

●政策目標

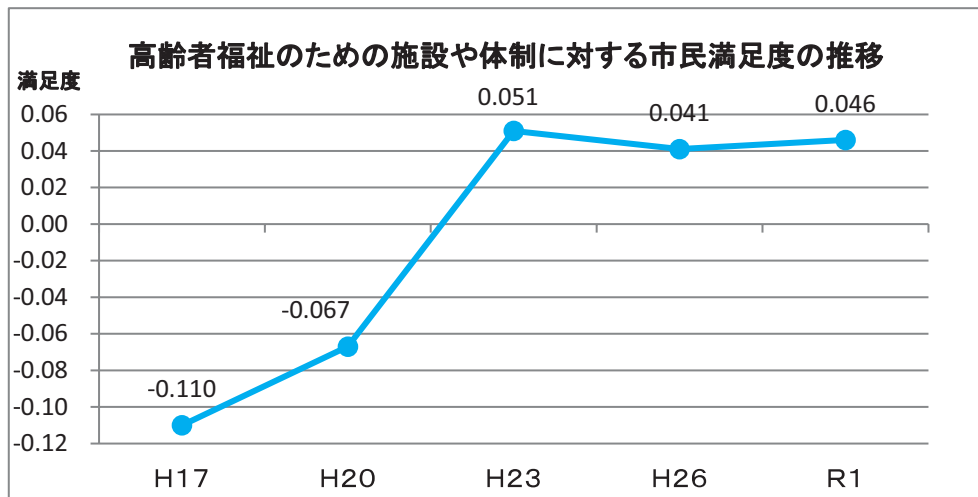
高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生きがいをもって生活できる環境が整備された、明るく活力のあるまちを目指します。

●重点的取組

生きがい活動の推進

●成果指標

指標	内容	現状値	目標値
介護保険新規申請時の年齢	新規申請者の平均年齢によって、健康寿命が延びているかどうかを判断します。	78.73歳	80.00歳
高齢者福祉のための施設や体制に対する市民満足度	市民意識調査の結果から、高齢者支援の推進が図られているかを判断します。	0.046	0.096



第1項 生きがい活動の推進

○施策の目指す姿

高齢者が地域の中で生きがいに満ちた生活を送ることができる、明るく活力のあるまち。

○施策の現状

本市の高齢化率は29%を超え、今後さらに高齢者が増加することが見込まれます。核家族化の中で高齢化が進行したことによって、世代間交流の機会が減少しています。

○施策の課題

- 今後ますます増えていく高齢者が、いきいきと地域で活動できる環境づくりが必要となります。
- 高齢者の社会参加と交流の場である老人クラブへの参加者が減少傾向にあり、対策が必要です。
- 核家族化により高齢者・子ども間の交流の場が少なくなっており、対策が必要です。

○**施策の方向性**

仲間づくりの推進

老人クラブの活動、生涯学習や地域活動への参加促進による生きがい活動など、高齢者の仲間づくりを支援します。

世代間交流の推進

世代間交流を通じた高齢者の生きがい活動を支援します。

○**成果指標**

指標	内容	現状値	目標値
老人クラブの加入者数	老人クラブの加入者数から、活動支援の充実度を判断します。	4,072人	現状維持
世代間交流の事業数	世代間交流の事業数から、世代間交流機会の充実度を判断します。	2事業	5事業

○**協働のとりくみ方向【市民主導】**

高齢者が地域の中で生きがいを持って生活できるように、仲間づくりや世代間交流等の支援に取り組みます。

第2項 生活支援の推進

○**施策の目指す姿**

介護予防や生活を支える仕組みを充実し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるまち。

○**施策の現状**

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加する中で、見守りや生活を支える仕組みが必要とされており、ケースに応じて地域包括支援センターで地域ケア会議*（個別ケース会議）を開催しています。また、介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、高齢者の介護予防と自立した日常生活を支援しています。

○**施策の課題**

- 高齢者の生きがいづくりや介護予防を促進するために、社会参加や社会的役割を持つことが必要です。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の見守り活動などが必要です。
- 認知症高齢者の対策としては、介護サービスだけでなく、地域のつながりを最大限活用することが必要です。
- 今後も認知症高齢者の増加が見込まれるため、権利擁護についての施策の充実を図ることが必要です。
- 医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供の仕組みづくりが必要です。

○**施策の方向性**

地域包括ケアシステムの強化

地域ケア会議を通じて、高齢者の生活を地域で支える地域包括ケアシステムの一層の強化を目指し、見守り活動などに取り組みます。

生活支援・介護予防サービスの充実

訪問型サービス*、通所型サービス*の充実、生活支援体制の整備、介護予防事業の推進などに取り組みます。

高齢者の活躍の場の確保

高齢者の社会参加や社会的役割として、ボランティアを育成するとともに、高齢者の活躍の場を確保します。

在宅医療・介護連携の推進

地域の医療・介護の資源の把握、相談支援体制の整備、地域住民への普及啓発などに取り組みます。

認知症施策の推進および充実

認知症初期集中支援チームの運営や認知症地域支援推進員の活動を推進します。

成年後見制度の利用促進

成年後見制度利用促進法に基づく権利擁護の取組の推進、市民後見人*の育成・活用を行います。



一般介護予防事業の様子

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
住民主体の通いの場（通所型サービスB）の設置状況	住民主体の通いの場（通所型サービスB）の設置状況から、通いの場の充実度を判断します。（全日常生活圏域に設置）	4圏域	9圏域
入間市高齢者等見守りネットワーク（元気でいるネ！ット）協力団体・事業所の登録数	協力団体・事業所の登録数から、入間市高齢者等見守りネットワーク（元気でいるネ！ット）の充実度を判断します。	67団体	100団体

○協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

地域包括ケアシステムを通じて、住民の手による地域での福祉サービスの構築に取り組みます。また、認知症による徘徊高齢者の安全を守る取組を行います。

- * 地域ケア会議：高齢者個人に対する支援の充実と、それをささえる社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。
- * 訪問型サービス：要支援者等に対し、ホームヘルパー等が掃除、洗濯等の日常生活の上の支援を提供。
- * 通所型サービス：要支援者等に対し、通所介護施設等で入浴等の日常生活支援や生活機能向上のための訓練を提供。
- * 市民後見人：一般市民による成年後見人。認知症や知的障害などで判断能力が不十分となった人に親族がいない場合、同じ地域に住む市民が家庭裁判所から選任され、本人の身上監護等を行う。

第3項 介護保険サービスの充実

○施策の目指す姿

介護が必要な状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を続けることができるまち。

○施策の現状

高齢者が増加していることに伴い、年々増加する介護認定者に対して介護保険サービスを実施しています。

○施策の課題

- 高齢者人口の増加により、介護認定者、介護サービス利用者が増加し、サービス提供にかかる費用が増大しており、対策が必要です。
- 真にサービスを必要とする被保険者に、適正なサービスを提供することができる体制づくりが必要です。

○施策の方向性

介護保険サービスの基盤整備

在宅サービスや地域密着型サービス、特別養護老人ホーム等施設の安定した提供に取り組みます。

介護給付の適正化

介護保険給付の適正化に取り組みます。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
地域密着型サービスの充実	地域密着型サービス整備状況から、基盤整備の進捗度を判断します。	11事業所	19事業所

○協働のとりくみ方向 【行政主導】

民間事業者等との連携を通じて、介護保険サービスが充実し、住み慣れた地域で生活を続けることができるよう取り組みます。



●政策目標

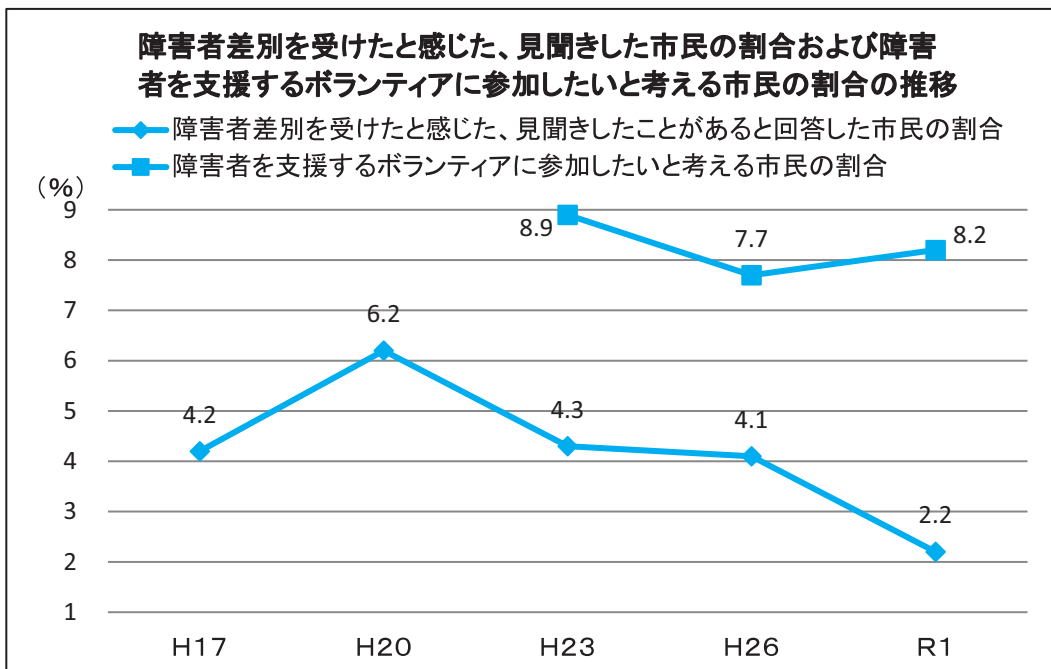
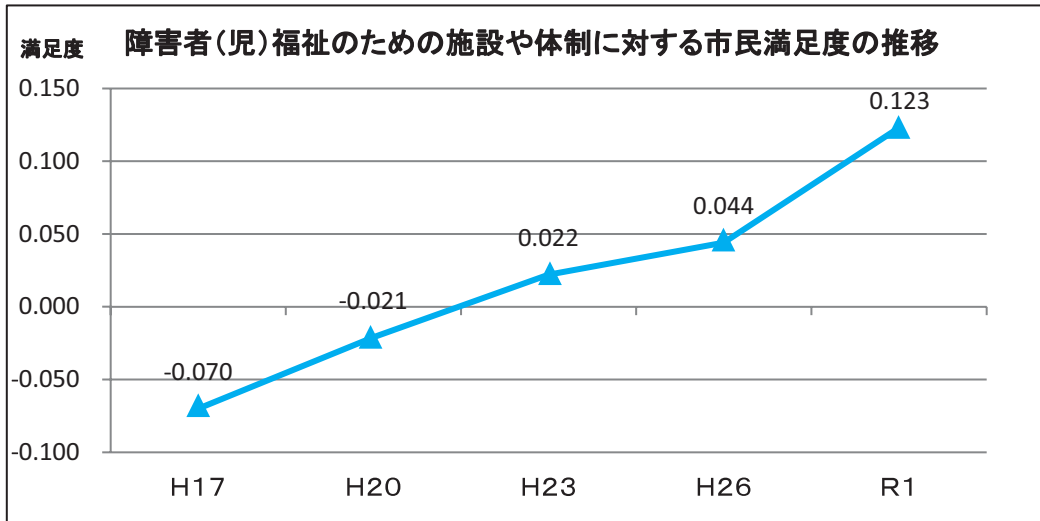
障害のある方もない方も自立した一人の人間としてお互いを尊重し、ともに支え合い、いきいきと暮らせるまちを目指します。

●重点的取組

自立支援の推進

●成果指標

指標	内容	現状値	目標値
障害者（児）福祉のための施設や体制に対する市民満足度	市民意識調査の結果から、障害者（児）支援の推進が図られているかを判断します。	0.123	0.173
障害者差別を受けたと感じた、見聞きした市民の割合	市民意識調査の結果から、障害者施策の推進が図られているかを判断します。	2.2%	0.0%
障害者を支援するボランティアに参加したいと考える市民の割合	市民意識調査の結果から、障害者施策の推進が図られているかを判断します。	8.2%	10.0%



第1項 自立支援の推進

○施策の目指す姿

障害のある方が、障害を理由に不利益を受けることなく、地域で自立した生活ができるまち。

○施策の現状

障害者基幹相談支援センター*、障害者相談支援センター*、障害者就労支援センター*が連携し相談支援を実施しています。また、地域生活への移行に向けて、グループホーム*や一般住宅等に移行する人への支援、地域活動支援センター*への経済的支援、就労支援事業・就労継続支援事業等において事業者の参入を促すための情報提供を実施しています。また、障害児の支援については、児童発達支援センター（ういず）が関係機関と連携しています。さらに、障害者の権利擁護のために、法人後見事業の実施など成年後見制度の利用を支援しています。

○施策の課題

- 障害者とその家族を支援するために相談支援機能の充実が求められています。
- 障害者が地域で生活するための基盤となる住まいの場を確保する必要があります。
- 障害者が自立した生活を送るために就業の場の確保と拡大が必要です。
- 障害者が不利益を受けることのないよう障害者の権利擁護を進めていく必要があります。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡きあとを見据え、地域生活支援拠点等*の整備を進めていく必要があります。

○施策の方向性

相談支援事業の充実

障害者基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の一層の充実を図ります。

障害児については、児童発達支援センター（ういず）が関係機関との連携を強化し、相談支援体制の更なる充実を図ります。

地域移行、地域定着支援の充実

病院、施設から地域への移行を支援し、地域への定着を図るため、居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。グループホームでは、相談や日常生活上の援助を行います。

就労支援の充実

障害者就労支援センターの充実、企業への啓発活動の実施、就労継続支援事業所・地域活動支援センター等生産活動を提供できる施設の充実、農福連携などに取り組みます。

権利擁護の推進

障害者差別解消法により求められている合理的配慮や成年後見制度の周知等により、権利擁護を推進します。

障害への理解促進

障害者が地域で自立した生活を営むことができる基盤として、市民が障害に対する理解を深める機会を提供します。

地域生活支援拠点等の整備・充実

地域生活支援拠点等については、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つの機能の整備・充実を図ります。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
障害者の就労数	障害者の就労数から、障害者が自立できる社会づくりへの進展状況を判断します。	475人	500人

○協働のとりくみ方向 【行政主導】

障害者相談支援センターと障害者就労支援センターが連携し、生活と就労の支援を一体的に行うことにより、障害者の自立と社会参加の促進に取り組みます。

- * 障害者基幹相談支援センター：障害者の相談支援を行う事業所と連携・協働し、相談支援体制の充実を図るための機関。
- * 障害者相談支援センター：福祉サービスの情報提供や専門機関の紹介、福祉サービスの手続き等の生活相談に対応する機関。
- * 障害者就労支援センター：働くことに関する相談。ハローワークや関係機関と連携して実習先の紹介や就職支援を行う。また、就職後の職場に慣れるまでの支援を行う。
- * 地域活動支援センター：障害者に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設。
- * グループホーム：障害者が相談、入浴・排せつまたは食事の介護、その他の必要な日常生活上の援助を受けながら、地域で暮らしていくための施設。
- * 地域生活支援拠点等：障害者の重度化・高齢化や親亡きあとを見据え、居住支援のための機能を持つ場所や体制。

第2項 生活支援の推進

○施策の目指す姿

障害のある方が、安心して生活することのできるまち。

○施策の現状

医療費の助成や各種手当の支給を実施することにより、障害者の経済的負担の軽減を図っています。また、福祉避難所*を設置するなど災害時における支援体制の整備を進めています。

○施策の課題

- 経済的支援を必要としている障害者へ手当等の適切な助成を実施する必要があります。
- 災害等緊急時における支援体制の整備を進める必要があります。

○施策の方向性

助成事業の整備

重度心身障害者医療費、重度心身障害者福祉手当等各種手当の適切な助成に取り組みます。

災害等緊急時の支援体制の整備

避難行動要支援者*の支援体制整備、福祉避難所の設置拡大などに取り組みます。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
福祉避難所設置件数	障害者を対象とした福祉避難所の設置件数から、支援体制整備の進展状況を判断します。	7件	8件

○協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

民間事業所等との福祉避難所設置運営に関する協定を締結することで、災害等緊急時の支援体制の整備に取り組みます。

○関連施策

第6章・第1節・第2項「災害への備えの充実」

- * 避難行動要支援者：災害時に自ら避難することが困難で特に支援を要する者。
- * 福祉避難所：一般の避難所で生活することに支障があり、特別な配慮が必要な障害者等が避難するための場所。

第3項 活動支援の推進

○施策の目指す姿

障害のある方もない方も、社会の一員として元気にいきいきと暮らすことができるまち。

○施策の現状

障害者のスポーツ大会・作品展等、スポーツ、文化に関するイベントを実施しています。また、意思疎通支援事業の実施、点字図書等の製作、駅バリアフリー化の推進等、障害者が地域で活動するためのユニバーサルデザインの視点に立った環境づくりを進めています。

○施策の課題

- 障害者のスポーツ大会・作品展等、障害者の社会参加を促進する機会の充実が必要です。
- 各地域における体育祭、文化祭への参加等、地域における交流を進めていく必要があります。
- 障害者の社会参加を支えるボランティアの充実が必要です。
- ユニバーサルデザインの普及をはじめ、障害者が地域で活動するための環境づくりについての市民の意識の向上を図る必要があります。

○施策の方向性

社会参加の促進

スポーツ、文化、余暇活動の支援や参加促進、意思疎通支援者派遣事業の充実、施設等のバリアフリー化の推進などに取り組みます。

ボランティア活動の支援

ボランティアの意識啓発、ボランティア情報の提供、交流の場の提供などボランティア活動の支援に取り組みます。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
障害者スポーツ大会の参加者数	障害者スポーツ大会の参加者数から障害者の社会参加の進展状況を判断します。	341人(R1)	400人
意思疎通支援者の派遣件数	意思疎通支援者の派遣件数から、障害者の社会参加の進展状況を判断します。	919件	1,200件

○協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

市民ボランティアのイベントへの参加促進を通じて、障害者の活動支援に取り組みます。



●政策目標

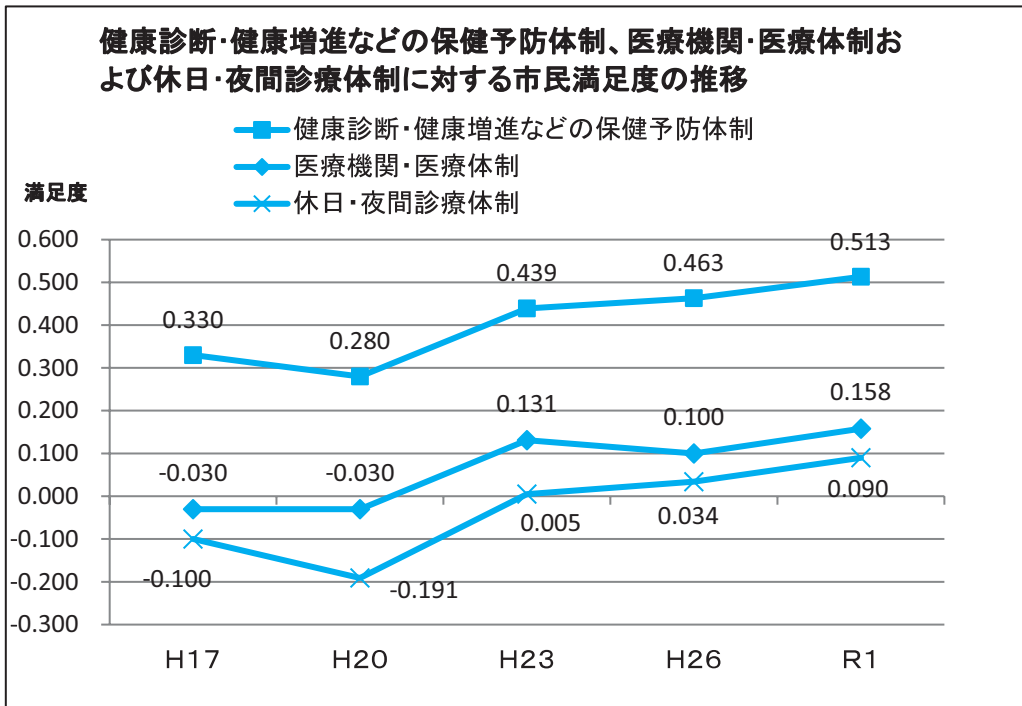
市民一人ひとりが主体的に健康づくりや病気の予防に取り組み、誰もが生涯にわたり、心身ともに健康で、生きがいのある生活を送ることができる社会を目指します。

●重点的取組

健康づくりの推進

●成果指標

指標	内容	現状値	目標値
健康寿命の延伸	健康寿命の延伸状況から、健康的な生活習慣、健康増進が図られているか判断します。	84.7歳	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
健康診断・健康増進などの保健予防体制に対する市民満足度	市民意識調査の結果から、保健事業の推進が図られているかを判断します。	0.513	0.563
医療機関・医療体制に対する市民満足度	市民意識調査の結果から、医療受診体制の充実が図られているかを判断します。	0.158	0.208
休日・夜間診療体制に対する市民満足度	市民意識調査の結果から、救急医療体制の充実が図られているかを判断します。	0.090	0.140



第1項 健康づくりの推進

○施策の目指す姿

誰もが生涯にわたり、心身ともに健康な生活を送ることができる社会。

○施策の現状

生活習慣病の予防や心身の健康の保持、病状悪化の防止などに関する講座や教室などを開催するとともに、健康意識の向上のために、健康相談や市民団体への健康教育を行っています。また、地域での健康づくり活動を推進するため、市民が自ら事業などを企画・運営し、関係団体と連携・協力して健康づくり活動が行えるような支援をしています。

○施策の課題

- 健康に対する無関心層の参加を促すような事業形態への見直しが必要となります。
- 教室等の開催後も参加者が継続して実践していけるような仕組みづくりが必要です。
- 健康づくり活動を行うボランティアの高齢化により新たな人材育成が必要です。

○施策の方向性

主体的な健康づくりの支援

身体や心の健康に関する正しい知識の普及や相談対応（電話・来所・訪問等）および保健師、精神保健福祉士等の専門スタッフによる継続的な支援などの充実を図るとともに、市民自らの健康づくり、健康づくりのためのスポーツ活動の推進、食育の推進、病気の予防や病状の悪化の防止に対する支援などに積極的に取り組みます。

地域での健康づくり活動の支援

個人の健康づくりを支えるための地域における健康づくり活動の推進、健康づくり活動を支援するボランティアの育成などに取り組みます。



地域での健康づくり活動の様子

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
定期的な運動習慣がある人の割合	市民の運動習慣から健康づくりの推進が図られているかを判断します。	39.8%	41.8%

○協働のとりくみ方向 【市民主導】

市民一人ひとりの健康づくりを通して、支え合う社会の実現に取り組みます。

○関連施策

第2章・第4節・第1項「スポーツ・レクリエーション活動の推進」

第2項 保健事業の推進

○施策の目指す姿

誰もが自己の健康状態を認識し、疾病予防や生活改善を図ることができる、健康意識が高い社会。

○施策の現状

保健師の地区担当制を通じて、地域での健康課題抽出と解決のための保健サービスの充実に取り組んでいます。また、疾病の早期発見、早期治療のための各種がん検診や健康診断、健（検）診結果に基づいた保健指導や、予防接種法等に基づく予防接種を実施しています。

○施策の課題

- 子どもから高齢者まで、地域での一貫した保健サービスが求められています。
- 健康に関する諸課題に横断的、包括的に関わり、支援をする体制が必要です。
- 各種健（検）診の受診率向上を図る必要があります。
- 生涯にわたって高い健康意識を保つためには、若年層の健康意識の向上が必要です。

○施策の方向性

保健活動の推進

保健師の地区担当制を通じて、地域での健康課題抽出と解決のための保健サービスの充実に取り組みます。また、若年層の健康意識の向上にも取り組みます。

各種健（検）診の実施

疾病の早期発見・早期治療や重症化を予防するための各種健（検）診の実施、保健指導の充実などに取り組みます。

予防接種の実施

感染症防止のため、予防接種法等に基づく予防接種を実施します。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
がん検診の受診率	胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診の受診率から、保健活動の推進状況を判断します。	5.68% ～21.41%	10% ～30%

○協働のとりくみ方向 【市民と行政が対等】

健（検）診等を通じて、市民一人ひとりが健康の大切さを理解し、健康意識の向上が図れるよう取り組みます。

第3項 医療受診体制の充実

○施策の目指す姿

医療受診体制が整備され、誰もが適切な医療を受診することが可能な社会。

○施策の現状

医師会の協力のもと夜間診療所の運営、休日昼間の休日当番病院事業（外科・内科）により軽症の救急患者を受け入れる初期救急医療を実施しています。また、狭山市と協同で一週間を通して夜間の初期救急医療体制を確保しています。さらに、狭山市・入間市・所沢市の三市で、所沢地区病院群輪番制病院事業および小児科救急医療病院群輪番制病院運営事業を実施しており、夜間および休日昼間の二次救急医療体制の確保に努めています。しかし、産婦人科および小児専門医は減少しており、妊娠・出産の時期から小児までの医療体制は不足しています。

○施策の課題

- 小児科救急医療病院群輪番制病院運営事業において、空白の曜日・時間帯があり、空白をなくす必要があります。
- 周産期医療および小児医療体制の整備が必要です。
- 高齢者の日常的な受診における移動手段の確保や在宅医療の充実が必要となります。
- 多重受診や重複投薬、不要不急な救急搬送要請等、適切でない医療受診が問題となっており、適正な医療受診に関する知識や意識の啓発が必要です。市民は、医療に関する広範囲かつ専門的な情報を必要としています。
- 感染症が流行した際には、市と医療機関で適切に連携して対処することが必要となります。

○施策の方向性

救急医療体制の充実

夜間診療所、休日当番医事業の運営、所沢地区病院群輪番制病院事業、小児科救急医療病院群輪番制事業の運営などに取り組みます。

医療に関する市民の意識啓発

医療関連情報提供用媒体の作成や医療に関する相談機能の充実、適正な医療受診促進の啓発・普及などに取り組み、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局、在宅医の普及を図ります。

周産期・小児医療の充実

小児科専門医の誘致や小児科入院施設・周産期医療の拡充を図ります。

医療機関との連携強化

感染症の流行にそなえ、市と医療機関の連携体制を整備します。

○成果指標

指標	内容	現状値	目標値
救急医療体制の整備状況	小児科救急医療病院群輪番制事業における空白の曜日・時間帯の確保状況から、救急医療体制の充実度を判断します。	日曜日の夜間が一部空白	全平日の夜間並びに全休・祝日の昼間及び夜間

○協働のとりくみ方向 【行政主導】

医療関連情報の提供、相談機能の充実を通じて、市民の適正な医療受診の促進に取り組みます。